

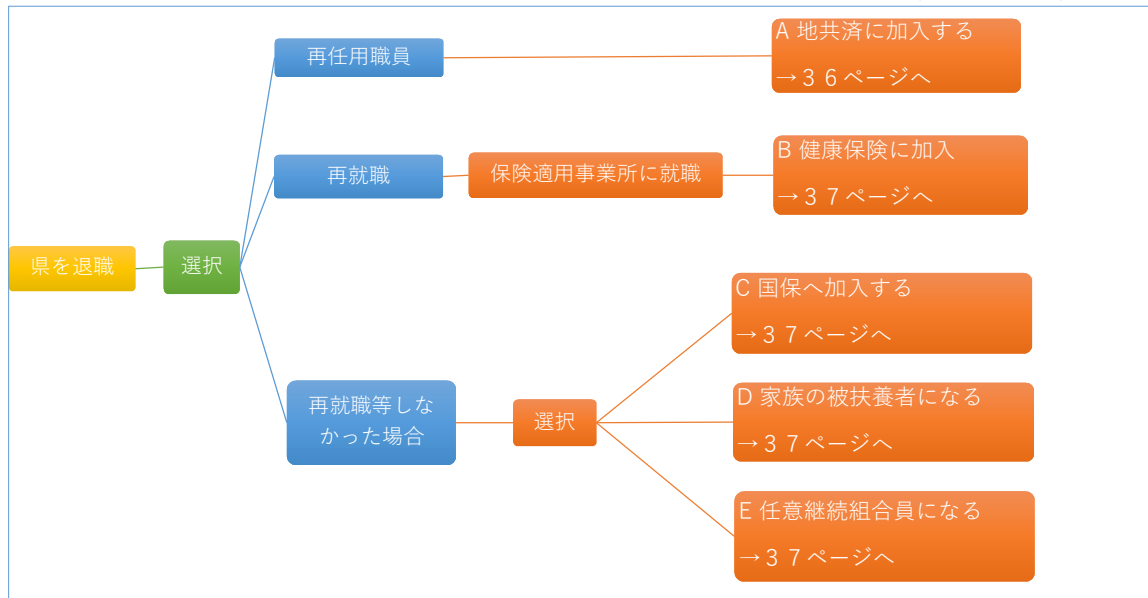
退職後の医療保険制度について

- 当該パワーポイント資料には、説明内容のポイントのみを記載しています。
- 視聴の際には、お手元に冊子資料「令和6年度 退職予定者に係る共済事務説明資料」をご準備し、[35ページ](#)をお開きください。



退職後の医療保険制度について説明させていただきます。
当該パワーポイント資料には説明資料のポイントのみを記載しています。
視聴の際にはお手元に冊子資料「令和6年度退職予定者に係る共済事務説明資料」をご準備下さい。それでは、冊子の35ページをお開きください。

退職後の健康保険制度について（P35）



まず、現在皆様が加入されている地共済の資格は、退職した翌日から資格喪失となります。

退職後には、35ページに記載のとおり、「再任用職員として採用される」、「他の業種へ就職する」または「それ以外」といった形で、状況に応じて手続き内容が異なります。

では、「再任用職員に採用」された場合から順番に説明いたします。36ページをお開きください。

再任用職員の場合（P36）

※正職員を退職又は、再任用職員を任期更新する場合で、職員番号に変更がある場合の手続きとなります。（組合員番号に変更がない場合は手続き不要です。）

(1)再任用フルタイム勤務職員の提出書類	(2)再任用短時間勤務職員の提出書類
・任期更新（再就職）にかかる <u>一般</u> 組合員（船員 <u>一般</u> 組合員） 異動報告書・資格取得届書（P67）★	・任期更新（再就職）にかかる <u>短期</u> 組合員（船員 <u>短期</u> 組合員） 異動報告書・資格取得届書(P69)★
・辞令の写し（※1） ・前任期の退職辞令の写し	・辞令の写し（※1） ・前任期の退職辞令の写し
・交付を受けている全ての組合員証等 （被扶養者分も含む）（※2）	・交付を受けている全ての組合員証等 （被扶養者分も含む）（※2）

(3) (1)(2)において、被扶養者を継続認定する場合の提出書類（該当者のみ）

・任期更新（再就職）にかかる被扶養者申告・継続認定申立書(P71)★



※ ★マークのついた様式はコーラル21に掲載しております。
○コーラル21 → 各局局ポータル → 総務部職員厚生課 → 組合員証・短期給付請求関係

再任用職員となった場合、引き続き地共済に加入することになりますが、職員番号や職種の変更に伴い、再度加入手続きを行う必要があります。

具体的には、「再任用フルタイム勤務職員」として採用された場合は36ページの(1)の書類を提出、「再任用短時間勤務職員」として採用された場合は(2)の書類を提出してください。

また、被扶養者を継続認定する場合は、「フルタイム勤務・短時間勤務」を問わず、「任期更新（再就職）にかかる被扶養者申告・継続認定申立書」の提出が必要です。

再任用職員の場合（P36）

※ 1 辞令の写し等の代替書類について

再任用職員として再就職、または任期更新の日前に手続きを希望される場合は、「辞令の写し」及び「交付を受けた全ての組合員証等」の一時的な代替書類として「**沖縄県再任用職員選考採用の内定について（通知）**」の写しを(1)(2)に添付して申請することで、再就職日前に資格確認書等の交付を受けることができます。（マイナ保険証を利用できない方のみ）

なお、マイナ保険証を利用可能な方については、再就職日より使用可能となります。

- 辞令交付後、速やかに「辞令の写し」及び「交付を受けた全ての組合員証等」を所属所へご提出ください。
- 提出時期により、任期更新日以降の交付となる場合もございますので、ご了承ください。

※ 2 交付を受けているすべての組合員証等（被扶養者分を含む）とは

組合員証、組合員被扶養者証、資格確認書、高齢者受給証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給証 など



次に、資格確認書を再就職前に交付する方法として36ページの※1部分をご確認ください。

本来であれば、先程の(1)(2)記載の「辞令の写し」「前任期の退職辞令の写し」「交付を受けている全ての組合員証等」を「資格取得届書」に添付する必要がありますが、一時的な代替書類として「沖縄県再任用職員選考採用の内定について（通知）」を添付することにより、採用日前に資格確認書等を受け取ることが可能になります。

資格確認書はマイナ保険証が利用できない方にのみ交付いたします。マイナ保険証を利用する方は再就職日より使用可能です。

ただし、注意点として、辞令交付後は、速やかに「辞令の写し」「前任期の退職辞令の写し」「交付を受けている全ての組合員証等」を提出する必要があります。また、大変混み合う時期となりますので、提出時期によっては、再就職日以降の交付となる場合もありますので、その点ご了承ください。

再任用職員の場合（P37）

- （４）提出期限 採用日より５日以内
 （５）提出先 再就職先の所属所（※３）

※３ 所属所

職種	所属所（提出先・所属所印）
正規職員	知事部局・各種委員会・出先機関 →総務事務センター
再任用職員	
任期付職員	
	企業局 →企業局総務課
	病院事業局 →本庁・北部病院・宮古病院・中部病院・精和病院は病院総務事務センター、他の県立病院はその病院（R6.7.1時点）
会計年度任用職員	知事部局・各種委員会・出先機関 →各所属機関
	企業局 →企業局総務課
	病院事業局 →本庁・北部病院・宮古病院・中部病院・精和病院は病院総務事務センター、他の県立病院はその病院（R6.7.1時点）



前述の書類提出期限は、採用日より５日以内となります。

また、提出先は、地共済ではなく、スライドまたは３７ページ※３の所属所の表をご確認ください。

再任用職員の場合、知事部局・各種委員会・出先機関で採用された場合は、総務事務センターへの提出となります。また、企業局に採用された場合は、企業局総務課へ提出となります。病院事業局のうち、本庁・北部病院・宮古病院・中部病院・精和病院に採用された場合は、病院総務事務センター、その他の各県立病院に採用された場合は、その病院の総務課へ提出となります。

再任用職員にならない場合（P37）

「B 就職先の健康保険に加入」「C 国民健康保険に加入」「D 家族の被扶養者になる」
「E 任意継続組合員になる」場合の共通手続き

(1) 提出書類（**手続き必須**）

- ・組合員異動報告書（P57）★
- ・交付を受けている全ての組合員証等（被扶養者分も含む）（※1）
- ・理由書（返納できない組合員証等がある場合のみ）★



※ ★マークのついた様式はコーラル21に掲載しております。
○コーラル21 → 各部局ポータル → 総務部職員厚生課 → 組合員証・短期給付請求関係

次に、再任用職員にならない場合の手続きを説明します。引き続き37ページの中段をご確認ください。

再任用職員にならない場合は、必ず(1)の提出書類を提出する必要があります。

再任用職員にならない場合（P38）

- (2) 提出期限 退職後 5 日以内
 (3) 提出先 退職時の所属所（※ 2）

※ 2 所属所

職種	所属所（提出先・所属所印）
正規職員	知事部局・各種委員会・出先機関 →総務事務センター
再任用職員	
任期付職員	
	企業局 →企業局総務課
	病院事業局 →本庁・北部病院・宮古病院・中部病院・精和病院は病院総務事務センター、 他の県立病院はその病院（R6.7.1時点）
会計年度任用職員	知事部局・各種委員会・出先機関 →各所属機関
	企業局 →企業局総務課
	病院事業局 →本庁・北部病院・宮古病院・中部病院・精和病院は病院総務事務センター、 他の県立病院はその病院（R6.7.1時点）



次に 38 ページの内容について、前述の書類提出期限は、退職後 5 日以内となります。
 また、提出先は、先程の 37 ページの表と同様のものとなっておりますので、それぞれの庶務担当者へ確認しながら手続きを進めてください。

再任用職員にならない場合（P38）

退職後の注意点

- ①退職した翌日から、組合員の資格を喪失します。（被扶養者も含む）
- ②退職後組合員証等を使用した場合、組合員（職員）は、共済組合へ医療費の返還が発生します。
- ③退職日の翌日以降、組合員証等が使用できないことは、被扶養者の方へ必ずお伝えください。
- ④通院中の方は、病院の受付にて退職する旨お伝えください。



ここで注意点ですが、退職した職員はその翌日から、組合員の資格を喪失することになります。そのため、先程提出期限を退職後5日以内と伝えましたが、その間に使用できるわけではありません。誤って使用した場合は、②に記載のとおり、後日地共済が負担した分を返還請求することになります。

また、組合員だけでなく被扶養者も同様に退職日以降は地共済の資格を喪失することになるため、被扶養者の方へ必ずお伝えください。なお、通院中の場合は、病院の受付の方に、必ず「退職する」旨お伝えください。

再任用職員にならない場合（P38）

（４）（１）～（３）以外の手続き（退職後の健康保険）

「B 就職先の健康保険に加入」「C 国民健康保険に加入」「D 家族の被扶養者になる」
方の健康保険については、それぞれ加入先の保険者にてお手続きください。

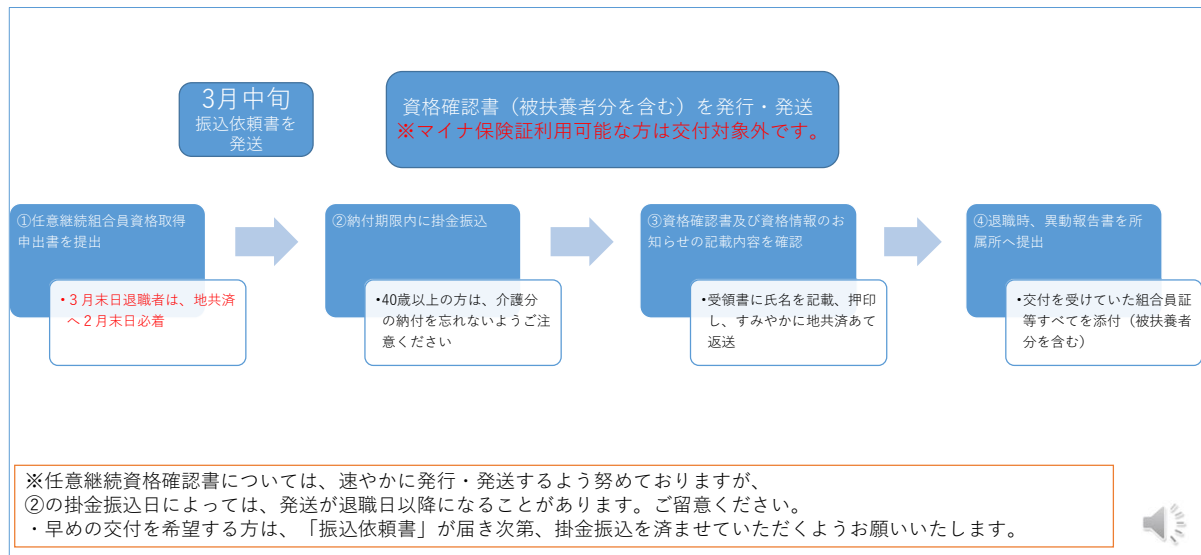
退職後の状況	手続き（問い合わせ）先
B 就職先の健康保険に加入	就職先の健康保険
C 国民健康保険に加入	お住まいの市区町村
D 家族の被扶養者になる	家族のお勤め先の健康保険



次に、退職後の健康保険についてですが、就職する場合、国民健康保険に加入する場合、家族の被扶養者となる場合で、手続き先や問い合わせ先が異なりますので、38ページの表を参考にお手続きください。

次に、再就職しなかった場合のうち、地共済で対応できる制度として、任意継続組合員制度について説明します。

任意継続組合員 資格取得の手続き (P39)



39ページをお開きください。

このページでは、任意継続組合員の資格取得手続きについて大まかな流れが記載されています。

任意継続組合員の手続き方法については、次のページから説明いたしますので、40ページをお開きください。

任意継続組合員の資格取得（P40）

1 任意継続組合員の資格取得

退職の前日まで引き続き1年以上組合員だった者が、任意継続組合員になることを申し出て、納付期限までに掛金を納付することにより、退職後2年間在職中とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。

（休業給付及び保健事業は除きます。詳細はpp.52～55参照。）

(1) 任意継続組合員になるためには

①退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」（p.59掲載）を提出（3月末日退職者は、2月末日までに地共済必着）

②納付期限内に掛金を納付

（納付期限内に掛金の納付がなかった場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなします。）

(2) 退職日の前日まで1年以上組合員だった者が任意継続組合員となることができます。



(3) 4月1日採用者が、翌年の3月31日に退職した場合は、任意継続組合員にはなりません。

任意継続組合員になるためには、退職の前日まで引き続き1年以上組合員だった者が、退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を地共済に提出し、納付期限までに掛金を納付する必要があります。

任意継続組合員の資格取得（P40）

2 被扶養者の認定

- (1) 退職日時点で認定されている被扶養者で、退職日以降も被扶養者の要件を満たしていれば、自動的に認定継続となります。**すでに認定されている被扶養者全員を認定継続する場合、手続き不要です。ただし、配偶者等と共同扶養の場合は、今後の恒常的な収入（退職手当等は除く）の多い方の被扶養者となりますので、取消手続きを行ってください。※手続き方法は（2）参照**
- (2) 被扶養者の認定継続を希望しない場合（就職、他の健康保険への加入予定など）は、「任意継続組合員申出時の被扶養者取消確認書」（様式p.61掲載）を提出してください。（任意継続組合員資格取得申請に添付すること。）資格喪失日は、組合員の退職日翌日となります。
- (3) 組合員の退職日以前に被扶養者が資格喪失事由に該当したときは、通常の取消手続きを行ってください。
- (4) 6月以降すべての被扶養者全員を対象に、被扶養者の認定要件を満たしているか「検認」を行います。他の健康保険への加入の有無、収入、別居の場合は送金額など要件を満たしていない場合は遡及取消となることもあります。ご注意ください。

次に任意継続組合員の被扶養者の認定について、退職日時点で認定されている被扶養者で退職日以降も被扶養者の要件を満たしていれば、自動的に認定継続となります。

そのため、既に認定されている被扶養者全員を認定継続する場合、手続きは不要となります。この場合、ご自身の任意継続組合員の資格取得手続きを行うことで、自動的に継続認定となります。

任意継続組合員の資格取得（P43）

■被扶養者として認められない者

①年額130万円以上の恒常的な収入のある者（障害を事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する場合、又は60歳以上の者は180万円以上）

②雇用保険の基本手当等を受給中の者で、その日額が3,612円以上の者（収入要件が180万円の者は5,000円以上）

③他の社会保険、国民健康保険等の被保険者となった者

④組合員が主たる扶養者でなくなった場合（被扶養者の婚姻、別居しているが、世帯収入の1／3以上の送金額を満たしていない等）

【上記④についての補足】

○子を扶養している場合に、組合員が退職し、**共同扶養者（配偶者）の方が収入が多くなった場合**
→組合員が主たる扶養者でなくなるため、**被扶養者取消手続きが必要**となります。



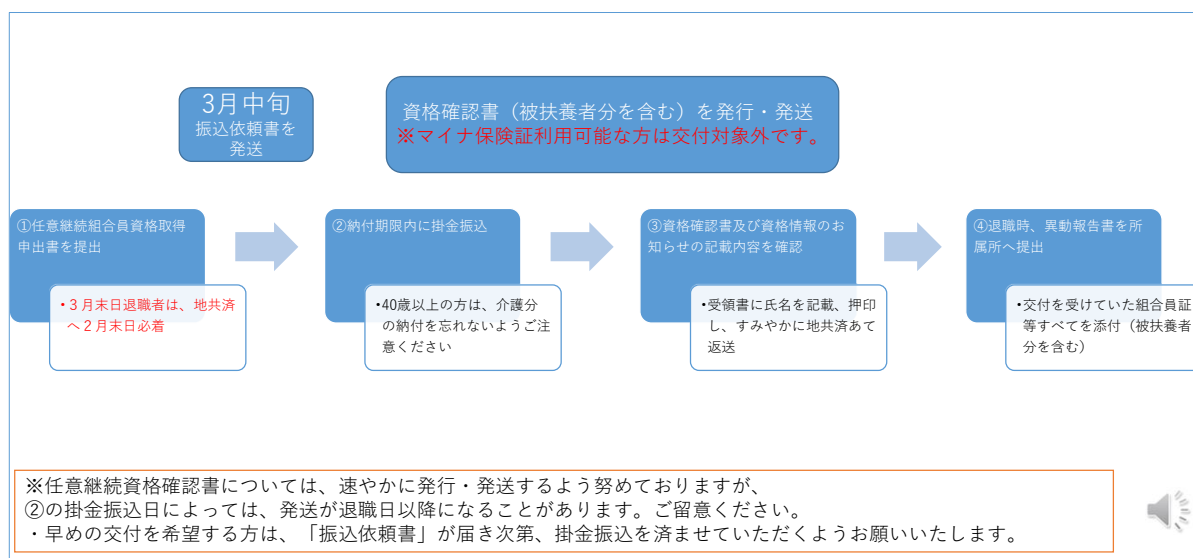
認定されている被扶養者について注意点がありますので、43ページの中段、「被扶養者として認められない者」をご確認ください。

①～④の事由に該当する被扶養者については、被扶養者の取消手続きを行う必要があります。

特に④についての補足ですが、子を扶養している場合に組合員が退職し、共同扶養者である配偶者の方が収入が多くなった場合、組合員が主たる扶養者でなくなるため被扶養者取消手続きが必要になります。

退職時にはそういったご家族の勤務状況や収入状況等が変化する時期でもありますので、今一度扶養の要件を確認していただき、必要な方は必ず手続きするようお願いします。

任意継続組合員 資格取得の手続き (P39)



最後に提出期限等について説明します。39ページをお開きください。
今年の3月末に退職する方は、2月末までに直接地共済へ「任意継続組合員資格取得申出書」を提出することになります。
本来、任意継続組合員になる場合には、退職日から20日以内に申し出ること
で資格取得手続きを進められますが、3月末は大変混み合う時期となりますので、
必ず2月末までに提出するようお願いします。
その後、地共済において、納付書を発送し、納付期限までに振込が確認できた
場合に、資格確認書を発行いたします。
資格確認書はマイナ保険証を利用できない方にのみ交付します。
以上で、退職後の健康保険制度についての説明を終わります。

保健事業（特定健康診査・特定保健指導）について

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施

■対象者：40歳～74歳の任意継続組員及びその被扶養者

※当該年度に40歳未満の方は対象外。



事業名	対象者(当該年度における年齢)	料金	実施方法
特定健康診査 (特定健診)	40～74歳	無料	①毎年6月頃、自宅に「特定健診受診券(セット券)」が届く。 ②市町村の集団健診、または契約医療機関で受診。
特定保健指導	40～74歳で、健診結果から指導が必要と判断された方	無料	①通常、健診当日に病院にて保健指導開始。 市町村での集団健診を受けた方は、後日送付された保健指導利用券を持参し、契約医療機関にて指導開始。 ②健診結果をもとに、動機付け支援、積極的支援に階層化し、3～6か月間の支援を受ける。

共済事務説明資料：P52～54

次に、退職後の保健事業について説明します。

利用できる保健事業は、特定健康診査及び特定保健指導となっております。

対象者は、当該年度において、40～74歳となる任意継続組合員とその被扶養者の方です。

40歳未満に該当する方は、対象外となりますのでご注意ください。

特定健康診査において、毎年6月頃に、対象者の自宅へ特定健診受診券を含む通知文を発送しております。

受診時には受診券とマイナ保険証または資格確認書をご提示下さい。

次に特定保健指導について、健診の結果、対象となった方は健診当日に病院にて保健指導を受けて下さい。

また、市町村での集団健診を受けた方で、結果を受領後、後日保健指導を受ける場合は、特定保健指導利用券を送付しますので、後日契約医療機関を予約し、利用券を持参して指導を受けて下さい。

その他詳細につきましては、共済事務説明資料の52～54ページをご確認下さい。保健事業についての説明は以上になります。

短期給付について（P55）

1 任意継続組合員の短期給付について

傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金 傷病手当金附加金 等	給付の種類	給付有無
	保健給付	給付あり
	休業給付	給付なし
	災害給付	給付あり

※傷病手当金及び出産手当金は要件を満たすことで退職後に支給される場合がある

2 組合員資格喪失後の短期給付について

種 別	支 給 要 件	支 給 額
出 産 費	1年以上組合員であった女子組合員が退職後、6ヶ月以内に出産したとき。	488,000円または500,000円
埋 葬 料	組合員であった者が退職後3ヶ月以内に死亡したとき。	50,000円

※留意点がございますので、冊子55ページをご確認ください。



退職後の短期給付についてご説明いたします。

1 任意継続組合員の短期給付について

任意継続組合員とその被扶養者が受けることのできる給付は、休業給付を除いたすべての給付が在職中と同様に受けられます。休業給付には8種類の給付が含まれております。

なお、傷病手当金及び出産手当金は要件を満たすことで退職後に支給される場合があります。要件については冊子55ページをご確認ください。

2 組合員資格喪失後の短期給付について

組合員の資格を喪失した後も、一定の期間に限り、次のような短期給付が受けられます。

なお、留意点が2点ございますので、冊子55ページをご確認ください。

以上、短期給付についての説明を終わります。